

SEL P名称ならびにSEL Pロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SEL P名称(以下「名称」という。)ならびにSEL Pロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)名称について定めたものであり、名称ならびにロゴマークは、次に掲げる目的のために使用する。

- (1) 社会に「SEL P」と言う名称を普及したり、障害者の福祉的就労について理解を広げること等を目的とした広報・啓発用に使用する。
- (2) 名称ならびにロゴマークをSEL P製品(以下「製品」という。)に対し、製品の販売促進等を図るために使用する。

(製品の範囲)

第2条 製品とは、日本セルフセンター会員施設・事業所、団体及び全国社会就労センター協議会運営内規(注)第2条の2に掲げられる社会就労センターにおいて製造された製品およびその一部を加工等作業された製品をいう。

(名称ならびにロゴマークの使用)

第3条 名称ならびにロゴマーク使用者は下記の範囲とし、使用に際しては、届け出または承認を必要とする。

- (1) 名称ならびにロゴマーク使用者は、日本セルフセンターとその会員、全国社会就労センター協議会とその会員、両者に関係する中間支援組織(ブロック・都道府県セルフ協、都道府県セルフセンター、共同受注窓口、及びこれに類するもの)とする。
- (2) 名称ならびにロゴマークを広報・啓発用に使用する場合は、全国社会就労センター協議会に届け出るものとする。
- (3) 名称ならびにロゴマークを製品に使用する場合は、日本セルフセンターに申請し、承認を得ることとする。
- (4) ロゴマークの運用は、別に定める「SEL Pロゴマーク運用規程」によるものとする。

(名称ならびにロゴマーク使用权)

第4条 日本セルフセンターとその会員、全国社会就労センター協議会とその会員、両者に関係する中間支援組織(ブロック・都道府県セルフ協、都道府県セルフセンター、共同受注窓口、及びこれに類するもの)以外の者がSEL Pの名称を利用して営業活動をする事はできない。

(名称ならびにロゴマークの他者への委譲)

第5条 名称ならびにロゴマークの使用者は、名称ならびにロゴマークの使用を他者に委ねることはできない。

(責任の所在)

第6条 名称ならびにロゴマークが使用された製品に万が一事故が生じた場合における一切の責任は、製造・販売および作業する施設・事業所個々が負うものとする。

(名称ならびにロゴマークを使用した製品の製造・販売)

第7条 名称ならびにロゴマークを使用して製品を製造・販売する場合は、SELP製品登録番号、商標登録番号、施設・事業所名、施設・事業所の所在地等責任の所在が明確になるよう、一製品ごとに明記しなければならない。

(一製品ごとに明記するか、あるいはパッケージ等にも明記するかについては、各施設の判断に委ねるものとする。)

(法令遵守)

第8条 名称ならびにロゴマークを使用して製品を製造・販売する場合は、製造物責任法(PL法)や食品表示法等、製品の製造から販売に関わる関係法令を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に違反した者は、日本セルフセンターならびに全国社会就労センター協議会において協議し、必要な措置をとるものとする。

(細部の決定)

第10条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて、日本セルフセンターならびに全国社会就労センター協議会において定めるものとする。

[附則]

1. この規程は、平成29年4月1日施行する。

【注】 全国社会就労センター協議会運営内規第2条の2

2. 「社会就労センター」とは、社会経済活動を行っている社会福祉施設・事業所で、働く意欲がありなりありながら障害等の理由により一般就労が困難な人々および一般就労を希望する人々が利用する下記のところをいう。

(1)生活保護授産施設、社会事業授産施設(基準該当就労継続支援B型事業を含む。)

(2)身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者福祉工場、小規模通所授産施設。

(3)次の事業を運営する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設。

就労継続支援A型事業、就労継続支援事業B型事業、就労移行支援事業、生産活動を行う生活介護事業、地域活動支援センター。

【参考】SEL Pの名称とロゴマーク誕生の経過

- (1) SEL Pの名称ならびにSEL Pロゴマークは、全国授産施設協議会(全国社会就労センター協議会の前身)は平成6年度の開始した授産施設C Iプロジェクトの結果誕生した。
当時授産施設は大きな変革期にあり、そのことを示す文書が平成4年7月に厚生省(当時)から出された「授産施設制度のあり方に関する提言」である。この提言は、授産施設制度の変革の必要性が記述された内容であったが、そうした制度面の改革だけでなく、授産施設自体の体質改善(事業の進め方や役職員の意識改革)も並行して進めることが必要であるとして、全国授産施設協議会において始められたのが授産施設C Iプロジェクトであった。
- (2) 授産施設C Iプロジェクトには多大な経費と労力がかけられ、経費はC I戦略を進めるために会員施設・事業所から集められた寄付による。そして、平成7年度協議員総会で授産施設に変わる新名称としてSEL P/社会就労センターおよびSEL Pロゴマークが決定された。その後、その周知をはかるため全国の都道府県知事を訪問する訪問キャンペーン(通称、全国キャラバン)が展開され、一定の浸透が図られている。
- (3) 「SEL P」(セルプ)とは、英語のSelf-Help「自助自立」から作られた造語で、SはSupport(支援)、EはEmployment(雇用)、LはLiving(生活)、PはParticipation(参加)を意味している。